成 千九百五十六号 十 年 遊月· 十七七 日

増

刊

(1)

本則中

第一順位 副知

事

中島孝之

を

順位 副知事 海老井悦子」

第一順位 副知事 中島孝之

順位 副知事 海老井悦子 に改める。

第三順位 副知事 山﨑建典

附

則

この規則中第一条の規定は公布の日から、 第二条の規定は平成二十一年四月二日から

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する 目 掲 (規則十七の二) 次

入

事

課

施行する。

再

規則

再 掲

福岡県公告式条例 (昭和二十五年福岡県条例第四十六号) 第三条において準用する同

条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則を制定し、

こに公布する。 平成二十一年四月一 日

福岡県知事

麻 生

渡

.事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の 部を改正する規則 福岡県規則第十七号の二

条 知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則 (平成十八年福岡県規則第五

十三号) の一 部を次のように改正する。

本則中

第一順位 副知事 -島孝之

を

第二順位 副知事 武居丈二

第三順位 副知事 海老井悦子」

第 一順位 副知事 中島孝之

条 順位 副知事

第

海老井悦子」

に改める。

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則 の 部を次のように改正する

毎週月水金曜日 定期発行日